電気用品調査委員会
平成 30 年 3 月 19 日
資料 No.　3-9

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第 23-1 小委員会
事務局	一般社団法人　日本配線システム工業会

＜規格情報＞

規格番号（発行年）	**JIS C 8281-2-1**（201X）
対応国際規格番号（版）	**IEC 60669-2-1** 第 4 版(2002) **Amendment** １(2008)，**Amendment** ２(2015)
規格タイトル	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー 第 2-1 部：電子スイッチの個別要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	配線器具（その他の点滅器），交流用電気機械器具（調光器）
廃止する基準及び有効期間	旧版である **J60669-2-1**(H26）は廃止し，有効期間３年間

＜審議中に問題となったこと＞

今回のこの規格の改正審議で問題となった主な事項は次のとおりである。

a) 対応国際規格にない多くのデビエーション（相違点）を残すか否かが議論となった。旧規格では，電気用品安全法技術基準解釈 別表第四 配線器具（以下，“別表第四”という。）で設計した電子スイッチをカバーするため，対応国際規格にないデビエーションが多く追加されていた。しかし，それらの製品は，別表第四を基礎とする **JIS C XXXX**（配線器具の安全性）でカバーできるため不要であるとの意見があって，審議の結果，対応国際規格に合わせ最小限のデビエーションにとどめ，それ以外を削除することにした。

b) **JIS C XXXX** の制定によって，この規格と **JIS C XXXX** との棲み分けが不明確になるため，棲み分け方が議論となった。この規格の電子スイッチは，電気設備技術基準解釈の第 218 条（以下，“電技解釈第 218 条”という。）（IEC 工事）の下で施工し，**JIS C XXXX** の電子スイッチは，電気設備技術基準解釈の第 217 条まで（在来工事）の下で施工する棲み分け方の意見があって，審議の結果，工事規定で棲み分けることにした。

＜主な国際規格との差異の概要とその理由＞

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概　要	理　由
箇条 1	**適用範囲**：この規格の電子スイッチはIECの施工規則である**JIS C 60364**の（規格群）の規定による施設で使用する旨を明記した。	IECを基礎にする電子スイッチの安全規格であり、電技解釈第218条で採用している**JIS C 60364**で規定するIEC工事の下で施工することが適しているため。

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

項目番号	概　要	理　由
箇条7	**分類**：**JIS C 3664**以外の**JIS**による断面積の導体（日本のサイズ）を接続するスイッチ“タイプ2”をこのJISで扱わないとした。	この規格の電子スイッチは，**JIS C 60364**で規定するIEC工事の下で施工する電子スイッチであるため，日本独自の電線サイズを使用する電子スイッチ“タイプ2”をカバーしないようにしたため。
箇条8	**表示**：スイッチの主要部に表示しなければならない接点間隙間の識別（ミニギャップ構造，マイクロギャップ構造，又は半導体素子）の記号に関し，**JIS C 8281-1**の**附属書JA**を適用する場合，表示を除外できるデビエーションを削除した。	**JIS C 8281-1**の**附属書JA**（別表第四の絶縁距離を規定）を適用する電子スイッチには，表示を不要とする旨のデビエーションを記載していたが，今回の改正で，この規格の電子スイッチは**JIS C 8281-1**の**附属書JA**を適用しないようにしたため，デビエーションが不要となったため。
箇条8	**表示**：この規格の電子スイッチは，**JIS C 60364**（規格群）の規定による施設で使用する旨の記載を追加する。	この規格の電子スイッチは，IEC 工事で施工されることを意図した製品であり，**JIS C 60364** で規定する IEC 工事の下で使用する旨を本体またはカタログ，仕様書，施工説明書に記載し，施工業者等に周知するため。
箇条8	**表示**：接続する電線の種類をカタログ又は本体に記載するデビエーションを削除する。	今回の改正で，この規格の電子スイッチへ接続する電線の種類は IEC の電線だけになったため。
箇条17	**温度上昇**：接続するボックス内の電線の長さを80mmまで短くできない場合は可能な長さで試験する旨のデビエーションを削除する。	対応国際規格に整合するため。
箇条17	**温度上昇**：　**JIS C 4003**に規定しない材料の最高温度に対し、別表第四の規定に適合する材料は問題がないとするデビエーションを削除する。	対応国際規格に整合するため。
箇条23	**沿面距離，空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離**：SELVの制御回路をもつ電子スイッチで，制御回路とスイッチング回路との間の空間距離及び沿面距離が5.5 mm以上とする要求から，絶縁距離の“**表20**（IECの絶縁距離）を適用する場合”の条件を削除する。	**JIS C 8281-1**の**附属書JA**（別表第四の絶縁距離を規定）を適用する電子スイッチを今回の改正で排除したため，旧規格に設けた“**表20**（IECの絶縁距離）を適用する場合”のデビエーションが不要となった。
箇条26	**電磁両立性　イミュニティ**：各イミュニティ試験後，初期状態が変化してもよい旨のデビエーションを削除する。	対応国際規格に整合するため。
箇条26	**電磁両立性　エミッション**：無線周波数エミッションを適用しない旨のデビエーションを削除する。	対応国際規格に整合するため。

電気用品安全法の技術基準の解釈　別表第十二に提案する規格の概要

項目番号	概　要	理　由
箇条101	**異常状態**：製造業者が指定しない場合、定格20A又は定格30Aの配線用遮断器で試験する旨のデビエーションを削除する。	対応国際規格に整合するため。

＜主な改正点＞

主な改正点は，次のとおりである。

a)　用語及び定格 (箇条 **3**)

－ 電球形 LED ランプや電球形蛍光ランプを意味する“制御装置内蔵形ランプ”，“制御装置非内蔵形ランプ”の定義，及び位相制御する調光器のための“導通角”の定義を追加した（3.126，3.127，3.128）。

b)　分類 (箇条 **7**)

－ 電子スイッチが制御する負荷の種類に，制御装置非内蔵形ランプ，制御装置内蔵形ランプを追加した。（7.1.101）

－ 対応国際規格に整合し，**JIS C 3664** 以外の JIS による断面積の導体（日本のサイズ）を接続するスイッチ“タイプ 2”を削除し，この規格で扱わないとした（7.1.9A）。

－ 対応国際規格に整合し，**JIS C 8281-1** の**附属書 JA**（別表第四の絶縁距離を規定）の絶縁距離を適用するスイッチを削除し，この規格で扱わないとした（7.1.9B）。

c)　接地接続の手段 (箇条 **11**)

－ 接地導体としてプリント基板上のプリント導体を追加した（11.101）。

d)　構造 (箇条 **13**)

－ ランプ回路用電子スイッチの自動保護装置の接点間ギャップの要求を削除した（13.101）。

e)　温度上昇 (箇条 **17**)

－ 制御装置内蔵形ランプ，制御装置非内蔵形ランプ用電子スイッチの温度上昇試験の内容を追加した（箇条 17）。

f)　開閉容量 (箇条 **18**)

－ 制御装置内蔵形ランプ用電子スイッチの開閉試験の内容を追加した（箇条 18）。

g)　平常動作 (箇条 **19**)

－ 制御装置内蔵形ランプ，制御装置非内蔵形ランプ用電子スイッチの平常動作試験の内容を追加した（19.102，19.109）。

h)　電磁環境両立性 (箇条 **26**)

－ 無線エミッションの試験に 160KHz を追加した（26.2.2）。

i)　異常試験 (箇条 **101**)

－ 制御装置内蔵形ランプ用調光器の試験回路を追加した（101.5）。

j)　附属書 BB

－ 制御装置内蔵形ランプ用電子スイッチの平常動作試験の試験回路の根拠資料を追加した。

技術基準省令と整合確認書

＜技術基準省令への整合性＞規格番号；JIS C 8281-2-1　規格名；家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第 2-1 部：電子スイッチの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 **4**	**4 一般要求事項** **JIS C 8281-1**の箇条**4**による。 （**4** スイッチ及び取付ボックスは，通常の使用で信頼性の高い性能があり，使用者及び周囲に危険がないよう構成し，組み立てなければならない。）	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は，当該電気用品の安全性を確保するために，形状が正しく設計され，組立てが良好で，かつ，動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条 **4**	**4 一般要求事項** **JIS C 8281-1**の箇条**4**による。 （**4** スイッチ及び取付ボックスは，通常の使用で信頼性の高い性能があり，使用者及び周囲に危険がないよう構成し，組み立てなければならない。）	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前条の原則を踏まえ，危険な状態の発生を防止するとともに，発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 **11** 箇条 **13** 箇条 **101**	**11 接地接続の手段** **JIS C 8281-1**の箇条**11**によるほか，次による。 （**11.1** 絶縁故障の場合に充電部となるおそれがある人が触れることができる金属部は，接地端子をもつか又は恒久的かつ確実に接地端子に接続しなければならない。） **13 構造** **JIS C 8281-1**の箇条**13**によるほか，次による。 （**13.1** 絶縁物の内張り，隔壁などは，十分な機械的強度をもち，確実な方法で固定しなければならな	

					い。 **13.3** 感電に対する保護をする，カバー，カバープレート，操作部又はそれらの部分は，有効な固定によって，2か所以上で所定の位置に保持するようになっていなければならない。） **101 異常状態** 電子スイッチは，異常状態でも危険な状態を生じてはならない。	
第三条第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は，前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは，当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について，当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条**8**	**8 表示** **JIS C 8281-1** の箇条**8** によるほか，次による。 （**8.8** スイッチを取り付けるとき特別な措置が必要な場合は，これらの詳細は，スイッチに添付する取扱説明書に示さなければならない。）	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は，当該電気用品に通常想定される供用期間中，安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条**15** 箇条**19** 箇条**20**	**15 耐老化性，スイッチの外郭による保護及び耐湿性** **JIS C 8281-1**の箇条**15**による。 （**15.1 耐老化性** スイッチは経年劣化に耐えなければならない。 **15.3 耐湿性** スイッチは，通常の使用状態で発生する可能性がある湿気に耐えなければならない。） **19 平常動作** 電子スイッチは，過度の破損，その他の有害な影響	

					なしに，通常の使用状態で起こる機械的，電気的及び熱的応力に耐えなければならない。 **20 機械的強度** **JIS C 8281-1**の箇条**20**による。 （スイッチ，ボックス及び一般用以外のねじ込み式グランド（パッキン押さえ）は，その取付けのとき及び使用の間に加わるストレスに耐えるように，十分な機械的強度をもたなければならない。）	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は，想定される使用者及び使用される場所を考慮し，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条 **24**	**24 絶縁材料の耐過熱性，耐火性及び耐トラッキング性** **JIS C 8281-1**の箇条**24**による。 （**24.2 耐トラッキング性** IPX0を超えるIPコードのスイッチの充電部を所定の位置に保持する絶縁物は，耐トラッキング性材料でなければならない。）	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には，当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性，絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 **10** 箇条 **21** 箇条 **22** 箇条 **25**	**10 感電に対する保護** **JIS C 8281-1**の箇条**10**によるほか，次による。 （**10.3** 定格電流が16 A以下のスイッチの人が触れることができる部品は，次を除いて，絶縁材料製でなければならない。） **21 耐熱性** **JIS C 8281-1**の箇条**21**よる。 （**21** スイッチ及びボックスは，十分な耐熱性をもたなければならない。）	

					22 ねじ，通電部及び接続部 **JIS C 8281-1**の箇条**22**による。 （**22.5** 端子（接地端子も含む。）を含む通電部は，機器に発生する条件によって必要とするその用途に対応した十分な機械的強度，導電性及び耐腐食性をもつ金属でできていなければならない。 **22.6** 通常の使用状態で滑り動作を受ける接点は，耐腐食性金属でなければならない。） **25** 耐腐食 **JIS C 8281-1**の箇条**25**による。 （**25** カバー及びボックスを含む鉄製部品は，さびに対して適切に保護していなければならない。）	
第七条第1項	感電に対する保護	電気用品には，使用場所の状況及び電圧に応じ，感電のおそれがないように，次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに，必要に応じて，接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 **10**	**10** 感電に対する保護 **JIS C 8281-1**の箇条**10**によるほか，次による。 （**10.1** スイッチは，通常の使用状態に取り付け，結線したとき，工具を使用しないで外すことができる部品を外した後でも充電部に接触できないように設計していなければならない。）	
第七条第2項	感電に対する保護	二　接触電流は，人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 **10**	**10** 感電に対する保護 **JIS C 8281-1**の箇条**10**によるほか，次による。 （**10.2** ノブ，操作レバー，押しボタン，ロッカーなどは，絶縁材料製でなければならない。ただし，人が触れることができる金属部が二重絶縁若しくは強化絶縁によって機構の金属部を分離しているか，又	

					はその金属部を確実に接地している場合は除く。）	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は，通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し，かつ，使用場所の状況に応じ，絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条 **16**	**16 絶縁抵抗及び耐電圧** **JIS C 8281-1**の箇条**16**によるほか，次による。 （**16** スイッチの絶縁抵抗及び耐電圧は十分でなければならない。）	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には，発火によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，発火する温度に達しない構造の採用，難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 **21** 箇条 **24**	**21 耐熱性** **JIS C 8281-1**の箇条**21**よる。 （**21** スイッチ及びボックスは，十分な耐熱性をもたなければならない。） **24 絶縁材料の耐過熱性，耐火性及び耐トラッキング性** **JIS C 8281-1**の箇条**24**による。 （**24.1 耐過熱性及び耐火性** 電気的作用によって熱的ストレスにさらされ，その劣化が，スイッチの安全を損なう絶縁材料の部分は，異常な熱又は火炎によって著しく影響を受けてはならない。）	
第十条	火傷の防止	電気用品には，通常の使用状態において，人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと，発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 **17**	**17 温度上昇** 電子スイッチは，通常の使用状態で過度の温度上昇がないような構造でなければならない。	
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には，それ自体が有する不安定性による転倒，可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがな	■該当 □非該当	箇条 **4**	**4 一般要求事項** **JIS C 8281-1**の箇条**4**による。 （**4** スイッチ及び取付ボックスは，通常の使用で信	

		いように，適切な設計その他の措置が講じられるものとする。			頼性の高い性能があり，使用者及び周囲に危険がないよう構成し，組み立てなければならない。）	
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	２　電気用品には，通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように，必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 **13** 箇条 **20** 箇条 **22**	**13 構造** **JIS C 8281-1**の箇条**13**によるほか，次による。 （**13.1**　絶縁物の内張り，隔壁などは，十分な機械的強度をもち，確実な方法で固定しなければならない。） **20 機械的強度** **JIS C 8281-1**の箇条**20**による。 （**20**　スイッチ，ボックス及び一般用以外のねじ込み式グランド（パッキン押さえ）は，その取付けのとき及び使用の間に加わるストレスに耐えるように，十分な機械的強度をもたなければならない。） **22 ねじ，通電部及び接続部** **JIS C 8281-1**の箇条**22**による。 （**22.1**　電気的及び機械的接続部は，通常使用で生じる機械的ストレスに耐えなければならない。）	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は，当該電気用品に含まれる化学物質が流出し，又は溶出することにより，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	－	この規格では規定しない。	配線器具（電子スイッチ）は一般に化学物質が流出しない品目であり非該当とする。
第十三条	電気用品から発せられる電磁波	電気用品は，人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が，外部に発生しないように措置されているもの	□該当 ■非該当	－	この規格では規定しない。	配線器具（電子スイッチ）は人体に

	による危害の防止	とする。				危害を及ぼすおそれのある電磁波を外部に発生しない品目であり，非該当とする。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は，当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され，及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条**4**	**4 一般要求事項** **JIS C 8281-1**の箇条**4**による。 （**4**　スイッチ及び取付ボックスは，通常の使用で信頼性の高い性能があり，使用者及び周囲に危険がないよう構成し，組み立てなければならない。）	
第十五条第1項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	この規格では規定しない。	配線器具（電子スイッチ）は，それ自体が不意な始動によって人体に危害が及ぶおそれがない品目であり，非該当とする。
第十五条第2項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，動作が中断し，又は停止したときは，再始動によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	この規格では規定しない。	配線器具（電子スイッチ）は，それ自体が再始動によって人体に危害を及ぼし，又は

						物件に損傷を与えるおそれがない品目であり，非該当とする。
第十五条第3項	始動，再始動及び停止による危害の防止	電気用品は，不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	—	この規格では規定しない。	配線器具（電子スイッチ）は，それ自体が不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えるおそれがない品目であり，非該当とする。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は，当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し，異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに，安全装置が作動するまでの間，回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	箇条 **12**	**12　端子** 端子は，**JIS C 8281-1** の箇条 **12** によるほか，次による。 （**12.2　外部銅導体接続用ねじ締付装置付き端子** **12.2.1**　タイプ **1** のスイッチは表 **2**，タイプ **2** のスイッチは表 **2A** に示す公称断面積をもつ銅導体が適切に接続できる端子を備えていなければならない。）	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は，電気的，磁気的又は電磁的妨害により，安全機能に障害が生じることを防止する構造で	■該当 □非該当	箇条 **26**	**26　電磁環境両立性（EMC）** **26.1 イミュニティ**	

		あるものとする。			電子スイッチは，スイッチの状態（“入”又は“切”）及び／又は設定値が妨害に対して保護されるように設計しなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は，通常の使用状態において，放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条 **26**	**26　電磁環境両立性（EMC）** **26.2 エミッション** **26.2.1** 低周波エミッション 電子スイッチは，回路網に過度の妨害を引き起こさないように設計しなければならない。 **26.2.2** 無線周波波エミッション 電子スイッチは，過度の電磁妨害を引き起こさないように設計しなければならない。	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は，安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を，見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 **8**	**8 表示** **JIS C 8281-1**の箇条**8**によるほか，次による。 （**8.8** スイッチを取り付けるとき特別な措置が必要な場合は，これらの詳細は，スイッチに添付する取扱説明書に示さなければならない。）	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は，前条の規定によるほか，当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り，毛髪乾燥 機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示するこ	□該当 ■非該当	－	この規格では規定しない。	配線器具（電子スイッチ）は，長期使用製品安全表示制度の対象外であり，非該当とする。

		と。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	二　電気冷房機（産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	この規格では規定しない。	配線器具（電子スイッチ）は，長期使用製品安全表示制度の対象外であり，非該当とする。
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体 となっているものに限り，産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。	□該当 ■非該当	－	この規格では規定しない。	配線器具（電子スイッチ）は，長期使用製品安全表示制度の対象外であり，非該当とする。

		(イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り，産業用のものを除く。）　機器本体の見やすい箇所に，明瞭に判読でき，かつ，容易に消えない方法で，次に掲げる事項を表示すること。 (イ)　製造年 (ロ)　設計上の標準使用期間 (ハ)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると，経年劣化による発火，けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	この規格では規定しない。	配線器具（電子スイッチ）は，長期使用製品安全表示制度の対象外であり，非該当とする。